

日本陸上競技連盟競技規則

(2017年3月修改正)

第100条 総則

国内で開催されるすべての公認競技会は日本陸上競技連盟（以下本連盟という）の競技規則に基づいて行われなければならない。このことは大会要項やプログラム等に明記しなければならない。

[注意] IAAFに加盟する国・地域は、自国内の競技会運営にあつてはIAAF規則の適用を推奨する。

世界選手権とオリンピック競技会を除く競技会において、競技をIAAF競技規則による方式によらないで実施することができる。しかし競技者にIAAF競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。これら競技会の形式は当該競技会の主催団体が決定する。

[国内] 国内競技会においても、競技会前の申し合わせにより、長さを競うフィールド競技の試技数を少なくしてもよい。

第100条
第110条

日本陸上競技連盟競技規則／第1部 競技会役員

第1部 競技会役員

第110条 国際競技会役員

第1条1(a)(b)(c)(f)による競技会では以下の国際競技会役員をおくべきである。

- (a) 組織代表
- (b) 技術代表
- (c) 医事代表
- (d) ドーピングコントロール代表
- (e) ITOs (国際技術委員) / ICROs (国際クロスカントリー・道路競走・マウンテンランニング・トレイルランニング委員)
- (f) 国際競歩審判員
- (g) 国際道路コース計測員
- (h) 国際スターター
- (i) 国際写真判定員

(j) ジュリー

それぞれの部門に役員数、および、いつ、どのように、そして誰によって任命されるかは IAAF（あるいは地域陸連）競技会規則に示されている。

第1条1(a)および(e)の下で組織される競技会では、国際陸連は広告コミッショナーを指名してもよい。

第1条1(c)、(f)および(j)の競技会では役員の指名は当該地域陸連によってなされる。第1条1(b)の競技会では当該組織委員会、そして第1条1(d)、(h)および(i)の競技会では当該加盟陸連によってなされる。

[注意] i 国際競技会役員は、明確に区別できる服装または腕章を着用すべきである。

ii 上記(e)～(i)の国際競技会役員は、適用される IAAF 方針により、IAAF レベルに分類される場合もあれば、地域レベルに分類される場合もある。

この規則や第3条2のもとで IAAF 又は地域陸協から任命された各役員の旅費と宿泊費は、該当する競技会開催規定に従って、組織委員会から各役員に支払われる。

[国内] 第111条から第119条までは必要に応じて国内競技会においても準用する。

第111条 組織代表

組織代表は常にその大会の組織委員会と緊密な連携を維持し、IAAF（または地域陸連）カウンスル（または他の関連団体）に定期的に報告しなければならない。必要に応じて、主管加盟団体や組織委員会の義務および財政面の責任に関する案件を処理しなくてはならない。組織代表は技術代表と協力して任務にあたる。

第112条 技術代表

組織委員会と連絡をとりつつ、すべての必要な支援を行うことが任務である技術代表は競技運営に関するすべてについて、IAAF 競技規則と IAAF 施設マニュアルに完全に合致して行われるようにする責任がある。

技術代表は必要に応じて競技会の準備状況レポートを提出しなければならない。また組織代表と協力しなければならない。

加えて技術代表は

- (a) 競技日程と参加標準記録の提案を当該組織に提出しなければならない。
- (b) 使用できる投てき用具の一覧表および競技者個人所有の投てき用具や供給業者提供の投てき用具の使用可否を決定しなければならない。
- (c) 競技実施まで十分な余裕の期間において、参加資格のある加盟団体に競技規定が公布されることを保証しなければならない。
- (d) 競技を実施するに当たって必要となるすべての競技運営準備全般に責任を持つ。
- (e) 参加申込みを統括し、競技規則上の理由または第146条1に従って参加を拒否する権限を持っている（競技規則以外の理由での拒否については、IAAF・カOUNシルまたは他の関連団体が決定することになっている）。
- (f) フィールド競技の予選通過標準記録とトラック競技における予選ラウンド設定の基準を決定しなければならない。
- (g) 混成競技のトラック種目の組分けやフィールド種目のグループ分けをしなければならない。
- (h) 第1条1(a)(b)(c)(f)の競技会においては、技術代表は、監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。

第113条 医事代表

医事代表は医事関係の事項について最終的な権限を有する。競技実施場所における医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備、また競技者が滞在している場所における医療関係の世話の提供を確保しなければならない。

第114条 ドーピングコントロール代表

ドーピングコントロール代表は組織委員会と連絡し、ドーピン

グテストを行う適切な施設を整えなければならない。同代表は、ドーピングコントロールに関する事項について責任を負う。

第115条 ITOs (国際技術委員) / ICROs (国際クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンランニング委員・トレイルランニング委員) と JTOs (日本陸連技術委員)

1. 技術代表は ITO が任命されている競技会で、事前に主催団体によって ITO 主任が任命されていなければ、ITO の中から主任を任命しなければならない。

ITO 主任は技術代表と協力して可能な限り実施される各種目にそれぞれ1人の ITO を任命しなければならない。ITO は担当する各種目の審判長を務める。

2. クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて指名された ICROs は競技会主催者に必要な支援を行い、競技が IAAF 規則と競技会申し合わせ事項ならびに技術代表の決定に従って行われているように監督する。ICROs は自身に割り当てられた競技種目実施中ずっと競技場所にいないてはならない。ICROs は競技が IAAF 競技規則と競技会規定ならびに技術代表の最終的決定に従って行われていることを確認すべきである。

〔国内〕 本連盟が主催する競技会には原則として JTOs (Japan Technical Officials) をおく。JTOs は総務の直下に位置づけられて、IAAF の ITOs に準じた任務を行う。

JTO はその種目の審判長に必要な支援を行わなければならない。JTO は、自身に割り当てられた競技種目実施中ずっと競技場所にいないてはならない。JTO は競技が本連盟競技規則と競技会規定ならびに総務の最終的決定に従って行われていることを確認しなければならない。

問題が起こった時や意見を述べる必要があると感じる事実を見つけた場合は、最初の行動としては審判長に注意を促し、必要に応じて何をすべきかの助言をする。

もし助言が受諾されず、このことが競技規則や競技会規定あるいは総務の決定に明らかに違反している時は JTO が決定

を下すことができる。それでも問題が解決しない場合は総務に付託する。

フィールド競技終了時にはJTOも記録用紙にも署名しなければならない。

〔注意〕 JTOは、審判長が不在の時、当該審判員主任とやり取りをする。

第116条 IRWJs (国際競歩審判員) と JRWJs (日本陸連競歩審判員)

第1条1(a)の競技会に任命される競歩審判員は、IAAFレベルの国際競歩審判員でなければならない。

〔注意〕 第1条1(b)(c)(e)(f)(g)(j)に該当する競技会における競歩審判員は、IAAFレベルまたは地域レベルの国際競歩審判員が務める。

〔国内〕 JRWJs (Japan Race Walking Judges) は、本連盟が承認した基準に基づいて、競技運営委員会が認定する。

本連盟が主催、共催する競技会では、競歩審判員はJRWJsもしくは本連盟が任命した競歩審判員でなくてはならない。

第117条 国際道路コース計測員

第1条1に該当する競技会では全部あるいは部分的に競技場外で実施する道路競技種目のコースを確認するために、1人の国際道路コース計測員を任命しなければならない。

任命される計測員はIAAF / AIMS国際道路コース計測員 (AまたはB級) でなければならない。

コースは競技会が行われるより前に計測されることが望ましい。計測員は、そのコースが道路競走に関するIAAFの規則(第240条2、3および〔注意〕)に合致しているか確認し証明する。

また、計測員はコース設定に当たって組織委員会に協力するとともに、競技者が競技したコースが事前の計測によって承認したコースと同一であることを確認するために競技に立ち会わなければならない。さらに計測員は技術代表に適切な証明書を提供する。

第118条 国際スターターと国際写真判定員

第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技場内での競技会ではIAAF・地域陸連または各国陸連が国際スターターと国際写真判定員を任命する。

国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、関連した任務も遂行する。

国際写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。

第119条 ジュリー (Jury of Appeal: 上訴審判員)

第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会では通常3人か5人または7人からなるジュリーを任命すべきである。このうち1人を主任とし、もう一人を秘書とする。必要であれば、秘書はジュリーとは別の人物でもよい。第230条の規定に関する上訴があった場合、ジュリーのうち少なくとも1人はIAAFレベルまたは地域レベルの国際競歩審判員でなければならない。

ジュリーのメンバーは直接的・間接的にも自国の競技者の上訴については、審議に加わってはならない。

ジュリーの主任はこの規則に関連するメンバーに退席するよう要請しなければならない。

競技会に責任があるIAAFあるいはその他の組織は審議に参加できないジュリーが生じた時のために1人もしくは2人の交代要員を指名しなくてはならない。

上記競技会以外でもさらに主催者がその競技会の遂行上好ましいと考える場合は同様なジュリーを設けるべきである。

ジュリーは第146条に規定された上訴について裁定し、また競技会の進行中に生じた問題のうち、その決定を付託された事項について裁定することを基本的な任務とする。

[国内] 1 全国的な競技会および国内の大規模な競技会では通常3人または5人からなるジュリー（主任1人を含む）を任命する。

2 国内競技会ではジュリーの秘書は任命しない。

国内競技会

第120条 競技会役員

主催者は必要な役員を任命する。

つぎの役員とその数は原則的なものである。主催者は状況によってこれを変更することができる。

運営役員

◇競技会ディレクター	1	人
総務	1	人
総務員（総務補佐）	適切な人数	
技術総務	1	人
◇イベント・プレゼンテーション・マネージャー	1	人
ジュリー	3人または5人	

競技役員

トラック競技審判長	1人以上	
フィールド競技審判長	1人以上	
◇スタート審判長	1人以上	
混成競技審判長	1人以上	
◇場外競技審判長	1人以上	
◇ビデオ監察審判長	1人以上	
招集所審判長	1人以上	
決勝審判員主任	1	人
決勝審判員	適切な人数	
フィールド競技審判員主任	1人以上	
各フィールド競技審判員	適切な人数	
場内競歩競技審判員主任	1	人
場内競歩競技審判員主任補佐	適切な人数	
同競歩審判員	5	人
場外競歩競技審判員主任	1	人
場外競歩競技審判員主任補佐	適切な人数	
同競歩審判員	8	人
競歩記録員、警告掲示板係他競歩競技に必要な役員	適切な人数	
監察員主任	1	人

監察員	適切な人数
計時員主任	1 人
計時員	適切な人数
写真判定員主任	1 人
写真判定員	適切な人数
トランスポンダー主任	1 人
トランスポンダー主任補佐	適切な人数
◇スタートコーディネーター	1 人
◇JTO	適切な人数
◇JRWJ	適切な人数
スターター	1人以上
リコーラー	適切な人数
出発係	1人以上
周回記録員	適切な人数
記録・情報処理員	1人以上
◇テクニカルインフォメーションセンター (TIC) マネージャー	1人以上
◇TIC マネージャー補佐	適切な人数
マーシャル	1人以上
風力計測員	1人以上
計測員 (科学) 主任	1 人
計測員 (科学) 補佐	適切な人数
競技者係主任	1 人
競技者係	1人以上
アナウンサー	1人以上
◇公式計測員	1 人
◇広告コミッショナー	1 人
医師 (医務員)	1人以上
用器具係、役員係、報道係、庶務係、会場管理係他競技会に必要な役員	

審判長および審判員主任は、明瞭な服装または印（マーク）をつけるべきである。

必要があれば補助競技役員を任命してもよい。しかしできる限り役目のない役員やその他の人物が競技区域にいないよう配慮がなされるべきである。

女子の競技が行われる時は、できれば1人の女性の医師を任命する。

〔国内〕 1 ◇印の競技会役員は、本連盟が指定した競技会に任命する。

- 2 各役員に主任をおくことができる。
- 3 審判長、競歩審判員主任、スターター、マーシャル、医師は、明確な方法で区別する。
- 4 公式計測員を任命しない場合は、技術総務が兼任する。

第121条 競技会ディレクター

〔国際〕 競技会ディレクターは技術代表と協力して競技運営面の組織を立案し、責任範囲の中で技術代表とともにその計画を完遂し、競技運営上の問題を解決しなければならない。

競技会ディレクターは競技会参加者の相互の影響状況を監督し、通信設備を通して全主要役員に連絡する。

第122条 総務

総務は競技会を順調に進行させる責任を負う。また役員の任務遂行の状況を把握し、必要がある時にはその代わりに者を任命する。また競技規則に精通していない役員の任を解く権限を有する。マーシャルと協同して、許可された者以外は競技場内にいないように整理する。

〔注意〕 4時間を超える、あるいは2日以上上の競技会に、総務は総務員を任命することが望ましい。

〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会ではその規模に応じ、総務員をおき、総務の任務の一部を代行させることができる（例えば、競技会進行担当総務員、管理事務担当総務員など）。

第123条 技術総務

技術総務は以下の責任を負う。

- (a)トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所が正しく整備され、また用器具が規則に合致していることを確認する。
 - (b)技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。
 - (c)競技場所で使用する競技関連物品の準備が前述の計画に従っていること。
 - (d)〔国際〕 第187条2に従って、競技会に許可された個人の投てき用具を点検し、マークを付けること。
 - (e)第135条に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。
- 〔国内〕1 本連盟では施設用器具委員会が「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定しているため、その確認の報告を受ける。
- 2 投てき用具の確認は、公式計測員が代わって行い、報告を受ける。
 - 3 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。〔参照 第135条〕

第124条 イベント・プレゼンテーション・マネージャー

〔国際〕 イベント・プレゼンテーション・マネージャーは競技会ディレクターと共に競技会の各種目やその他の演出準備を組織代表および技術代表と協力して計画する。また、その計画が達成されるよう、競技会ディレクターおよび関係する代表と協力して関連する諸問題を解決する。イベント・プレゼンテーション・チーム内の連携についても、情報伝達システムを利用して監督する。

第125条 審判長

- 1. 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技（競走、競歩）およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長

を任命する。

トラック競技審判長、場外競技審判長は競歩競技審判員主任の責任範囲にある事項については責任外とする。

ビデオ監察審判長は、他の審判長と連絡をとりながら、ビデオ管理室で判定を行うべきである。

2. 審判長は、競技規則と競技注意事項が遵守されているかどうかを監視する責任を負いウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて競技中に起こった技術的問題、ならびに本規則や競技注意事項に明らかに規定されていない事項についても決定する。

招集所審判長はウォーミングアップ場から競技場所に至るまで、競技規則適用の権限を有する。そのほかの場合も含めて、審判長は、競技者の競技中だけでなく、競技を終えた後についても担当した種目について権限を持たねばならない。

トラック競技審判長、場外競技審判長は、レースの順位決定について、審判員が順位に疑義があり、順位を決定し得ない場合に限り、決定する権限がある。

トラック競技審判長はもしスタートチーム(スターター、リコーラーと出発係)のスタート関連の判定に同意できなければ、当該スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。ただし、スタート・インフォメーション・システム(SIS)によって示された明らかな不正スタートの場合は対象外とするがスタート・インフォメーション・システムによる情報が、明らかに不正確であると審判長が判断する場合を除く。

スタートを監督するために任命されたトラック競技審判長をスタート審判長と呼ぶ。

審判長は審判員または監察員としての行動をしてはならないが、自己の観察に基づいて、規則に従った処理をし、決定を下してもよい。 [参照 第126条, 第127条, 第167条]

- [注意] 本規則や広告規定を含む他の諸規定は、表彰式に関連するすべての活動(写真撮影、ビクトリーラン、観客との対応を含む)が終わるまで適用する。

3. 当該審判長はすべての最終結果を照合し、問題点を処理しなけ

ればならない。また任命された計測主任（科学）と共同して、記録計測を監督しなければならない。各種目の終了時、まず当該審判長による署名の後、記録・情報処理員に引き継がれ、成績表として直ちに完成させなくてはならない。

4. 当該審判長は競技会の（ウォームアップ場、招集所、競技後の表彰式で生じる問題も含めて）競技運営に関する異議もしくは抗議を裁定する。
5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や第162条5に違反があった競技者に警告を与えたり、当該競技から除外する権限を持つ。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入する。

審判長が警告および除外処分を行った場合は、その旨を記録・情報処理員および他の審判長に知らせなくてははいけない。

〔注意〕

- i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者を除外する事ができる。 [参照 第144条2]
 - ii 本規定に基づき当該競技者を当該競技から除外する際は、審判長はもしすでにイエローカードで警告が与えられている競技者に対しては二枚目のイエローカードを示した後、直ぐにレッドカードを提示すべきである。
 - iii 一度目の警告に気付かないでイエローカードによる警告を提示した場合、その後二度目の警告である事実が判明した時点で、レッドカードを提示したのと同じ結果となる。審判長は直ちに当該競技者、もしくは所属チームに対して除外通知をとらなければならない。
6. 審判長はもし新たな決定を適用できる状況にあるなら、明らかな証拠に基づいて、先に出した決定（最初になされたものでも、抗議を検討してなされたものでも）を再考してもよい。通常そのような再考は当該種目の表彰式が実施される前、あるいはジュリーの裁定が下される前までに為される。
 7. 審判長は、ある種目の全部または一部の競技をやり直すことが

公正と思われる事態が生じたと判断した場合、当該種目の全部または一部の競技の結果が無効であることを宣言し、競技のやり直しを命じる権限を有する。再競技は、審判長の決定に従い、同日または別の日に行う。〔参照 第163条2〕

8. 混成競技審判長は混成競技の運営を管轄しなければならない。また、混成競技の個々の種目についての運営も管轄しなければならない。
9. 道路競技審判長は（例えば、第144条、第230条10、第240条8に係る）違反があった場合には、失格を告げる前に警告を与えなければならない。異議を申し立てられた場合は第146条を適用する。
10. 〔国際〕 本規則が適用される競技会で身体障害を持つ競技者が競技する場合、当該競技会の審判長は、その競技者の参加が可能となるよう本規則の規定（第144条3項を除く）を柔軟に解釈したり、調整を認めたりすることができる。ただし、その変更によって当該競技者が同じ種目で競技する他の競技者に比べて有利になることがあってはならない。何らかの疑義がある場合や、審判長の決定に対して異議が唱えられた場合は、 Jury に付託する。

〔国際―注意〕 本条は、特定の競技会の規則で認められる場合を除き、視覚障害のある競技者の伴走者の参加を認めることを意図するものではない。

第126条 審判員

総 則

1. 審判員主任はそれぞれの種目の審判の仕事を調整する。それが事前になされていなければ、任務を割り当てなければならない。

トラック競技と道路競技

2. 審判員はトラックまたは道路コースの同一サイドから競技者のフィニッシュ順を判定する。その判定について、審判員で決められない時には、これを審判長の決定にゆだねる。

〔注意〕 審判員はフィニッシュラインの延長線においてフィニッシュラインから少なくとも5m離して、階段式スタンドを用

意すべきである。

フィールド競技

3. 審判員はすべてのフィールド競技において、競技者の試技を判定し記録するとともに、その試技が有効であれば計測して記録する。走高跳と棒高跳ではバーの高さを上げる時、特に新記録に挑戦する時、確実に計測を行う。少なくとも2人の審判員が試技の記録を管理し、各ラウンドの終了ごとにその記録を点検しなければならない。当該審判員は、有効試技は白旗、無効試技は赤旗を挙げて示す。

第127条 監察員（競走、競歩種目）

1. 監察員は審判長の補佐で、最終の判定をする権限を持たない。
2. 監察員の任務は、審判長が指示した地点に位置して競技を厳正に監察し、競技者あるいは他の人によって（規則第230条2以外）規則の不履行や違反が起こった時には、ただちに審判長にその出来事を書面で報告しなければならない。
3. いかなる規則違反も黄旗を挙げて、あるいは主催者が許可した信頼性のある方法で当該審判長に伝達すべきである。
4. リレー競走においては受け渡し区域を監察するために十分な人数の監察員を任命する。

〔注意〕 i 監察員は競技者が自分のレーン以外のところを走ったり、リレー競走の区域外での受け渡しを監察した時は、ただちにその違反が行われた場所に適当なものでマークし、書面または電子媒体で同様の記録をすべきである。

ii 監察員はたとえ競技者（あるいはリレーにおけるチーム）がそのレースでフィニッシュしなかった場合でも、いかなる規則違反も審判長に報告しなければならない。

第128条 計時員、写真判定員とトランスポンダー主任

1. 手動計時の場合、参加人数に十分な計時員を任命し、その中の1人を計時員主任に任命する。主任は、計時員の役割を決める。写真判定システムあるいはトランスポンダー計時システムを使用する時、計時員は予備計時員として行動しなければならない。

2. 計時員、写真判定員およびトランスポンダー主任は第165条によって行動しなければならない。
3. 写真判定システムあるいはトランスポンダーシステムを使用する場合は写真判定員主任と適切な人数の写真判定員が任命されなければならない。
4. トランスポンダー計時システムを使用するときはトランスポンダー主任と適切な人数のトランスポンダー主任補佐が任命されなければならない。

第129条 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー

1. 〔国際〕 スタートコーディネーターはつぎの任務を担当する。
 - (a) スタートチームのメンバーにそれぞれの任務を割り当てる。しかし第1条1(a)とエリアの選手権大会・エリア競技会において、どの種目を国際スターターが撃つかの割り当ての決定は技術代表の責務である。
 - (b) スタートチームのメンバーが割り当てられた任務を実行しているかどうかを監督する。
 - (c) 総務もしくは進行担当総務員からの関連指示を受けた後、スタートの手続きを始めるためにすべての準備（計時員、決勝審判員、写真判定員主任、風力計測員、トランスポンダー主任）が整っていることをスターターに連絡する。
 - (d) 審判員と計時装置技術スタッフとの間の仲立ちをす
 - (e) スタート手順の中で生じたすべての書類、もし存在するのなら、反応時間と不正スタートの波形図の両方またはいずれかを含むすべてを保存する。
 - (f) 第162条7および第200条8(c)の違反後は第162条8の手順が確実に履行されるようにする。
2. スターターはスタート地点における競技者を完全に統括する。

〔国内〕 スターターはレース前に計時員、決勝審判員、写真判定員主任および風力計測員が準備完了したことを確認する。

〔国際〕 スタート・インフォメーション・システムが使用される場

合、スターターと任命されたリコーラーの両者、またはそのいずれかが、スタート・インフォメーション・システムにより、不正スタートの可能性があることを装置が示した時に発せられる音響を明瞭に聞き取るためにヘッドフォンをつけなければならない。〔参照 第162条6〕

3. スターターはスタート動作の間、全走者を視野に収められるような位置に立たなければならない。階段式スタートの場合、特に各レーンにスピーカーを置き競技者にスターターの指示、スタート信号およびリコール信号が同時に伝えられるようにすることが望ましい。〔参照 第162条〕

〔注意〕 スターターは全走者を狭い視野に収められるような位置に立たなければならない。クラウチングスタートを用いるレースでは、全走者が信号器を作動させる前の「用意」の状態である。階段式スタートを用いるレースでスピーカーが使用できない場合、スターターは、スターターと各競技者の距離がほぼ同じになる位置に立たなければならない。しかし、スターターがそのような位置に立てない場合は電気で作動する補助スタート信号器を置く。

4. スタートにおいて、スターターを支援するために1人あるいは2人以上のリコーラーを配置する。

〔注意〕 200m、400m、400mハードル、4×100mリレー、4×200mリレー、メドレーリレー、4×400mリレーでは少なくとも2人のリコーラーをおくことが望ましい。

5. リコーラーは自分が受け持つ全競技者を平等に見ることができるよう位置しなければならない。
6. リコーラーはどのような不正でも確認したならば、信号器を発射し競技者を戻さなければならない。リコーラーは競技者を戻した後、どの競技者に警告もしくは失格を与えるべきかの情報をスターターに伝えなければならない。スターターはどの競技者に警告を与えるか、または失格とすべきか判断する。

〔参照 第162条6、第162条9〕

〔国際〕 各リコーラーに対する任務と位置の割り当てはスタート

コーディネーターが行う。

7. 第162条6、7および第200条8(c)に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。
8. [国際] クラウチングスタートを用いるレースを補助するために、スタート・インフォメーション・システムを使用すべきである。〔参照 第161条2〕

第130条 出発係

1. 出発係は競技者が所定の組で競走（競歩を含む）に参加しているか、自分のナンバーカードを正しくつけているかを点検する。
2. 出発係は各競技者をスタートラインの後方約3mのところ（段階的にスタートする競走では各スタートラインの後方）に集めて、競技者を正しいレーンまたは定められた位置に並べなければならない。この位置につけ終わった時にスターターに準備が完了したことを合図する。スタートのやり直しが命じられた時には出発係は再び競技者を集合線に集める。
〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインに並べる。
3. 出発係はリレーの第1走者に対してバトンを用意する責任がある。
4. スターターが競技者に「位置について」を命じた時には出発係は第162条3と第162条4が守られていることを確認しなければならない。
5. 不正スタート時において、出発係は第162条8に定められた手続きを行う。

第131条 周回記録員

1. 1,500mを超える競走で、複数の周回記録員は、各競技者の走り終わった回数を記録しなくてはならない。特に5,000m以上の競走および競歩競技では、審判長の指示のもと複数の周回記録員が任命され、割り当てられた競技者の各周回の時間を記録する（時間は計時員が周回記録員に知らせる）。この方法をとる場合、1人の周回記録員は4人を超える競技者の時間を記録することはできない（競歩の場合には6人）。人による記録に代わって、

競技者が装着したトランスポンダーを含むコンピューター化されたシステムを使用してもよい。

2. 1人の周回記録員はフィニッシュライン付近の内側で、各競技者に残っている周回の数を知らせる。周回の表示は先頭の競技者がフィニッシュラインのある直走路に入った時に変える。さらに（周回遅れが）生じた時には周回遅れになったか、なりそうな競技者にマニュアル表示（手持ちカード）で残りの回数を知らせる。

最終回は、通常鐘を鳴らして各競技者に合図する。

〔国内〕1 出場者が多い場合には先頭のみでもよい。

- 2 慣習として800m競走でも最終回に鐘を鳴らす。

第132条 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (TIC).

1. 記録・情報処理員は、各審判長、計時員主任、写真判定員主任またはトランスポンダー主任および風力計測員から提供される各種目の詳細な結果を集めなければならない。これらの結果を記録し、詳細をただちにアナウンサーに伝え、成績表を総務に渡す。

コンピューターによる競技会運営システムを採用する場合、各フィールド種目の記録・情報処理員は、競技場所で各種目の結果をコンピューターシステムに確実に入力しなければならない。トラック競技の結果は写真判定員主任の指示のもとで入力しなければならない。アナウンサーと総務はこれらの結果を見るためにコンピューターにアクセスできなくてはならない。

〔参照 第125条6、第134条〕

2. 投てき物の重さやハードルの高さなど、異なった仕様で行う競技については、競技結果にその仕様を明示するか、カテゴリー別に明示すべきである。
3. 第1条1(a)を除く競技会で以下の競技者に同時参加を認めた場合、その結果は別に取扱い、障害クラス分けも明示されなければならない。
 - (a) 他の競技者の助力（例えば、ガイドランナー）を受けて競技する競技者
 - (b) 第144条3(d)で認められていない機械的補助器具を使用する

競技者

4. スタートリストおよび結果には以下の略号を用いるべきである。

欠場	DNS
途中棄権	DNF
記録なし	NM
失格	DQ
成功・有効試技(走高跳・棒高跳)	○
失敗・無効試技(フィールド競技)	×
パス(フィールド競技)	—
試合放棄(離脱)	r
トラック種目における順位による通過者	
またはフィールド種目における標準記録突破による通過者	Q
トラック種目における記録による通過者	
またはフィールド種目における記録による通過者	q
救済および審判長等の決定による通過者	qR
ジュリーの決定による通過者	qJ
ベント・ニー(競歩)	<
ロス・オブ・コンタクト(競歩)	~
警告	YC
2回目の警告(による退場)	YRC
(レッドカードによる)失格(退場)	RC

〔国内〕 記録用紙は本連盟指定の項目が網羅されたものを使用する。

〔国際〕 1. 国際競技会においては各審判員からの集計記録は競技会ディレクターに渡す。

2. 第1条1項(a)(b)(c)(f)(g)の下で競技会が開催される場合は、テクニカルインフォメーションセンター(TIC)を設置する。またそれ以外の競技会でも開催期間が1日を超える場合はTICを設置することが望ましい。TICは各チーム代表、主催者、技術代表および競技会運営機関の間で、競技会の技術面等に関する事項について円滑なコミュニケーションを図ることを主要業務とする。

第133条 マーシャル (Marshal: 場内司令)

マーシャルは場内の完全な統制権を持つ。競技を運営する役員とその競技に出場する競技者あるいは入場が正式に許可されている者の他は、だれも場内に入出入りすることを許さない。

第134条 アナウンサー

アナウンサーは観衆に対して各種目の参加競技者の氏名、(可能ならば) ナンバー、予選の組合せ、抽選で決まったレーン順あるいは試技順および途中時間などの情報を知らせなくてはならない。各種目の結果(順位、時間、高さ、距離、得点)は、情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表すべきである。〔参照 第132条〕

〔国内〕1 アナウンスにあたってはトラック競技のスタート、フィールド競技の試技に悪影響を及ぼさないよう留意する。

- 2 トラック競技においては審判長、計時員主任と連絡して、成績(順位、時間)および途中時間などを速やかにアナウンスする。

〔国際〕 第1条1(a)に該当する競技会では英語、フランス語のアナウンサーが IAAF によって任命される。任命されたアナウンサーはイベント・プレゼンテーション・マネージャーと共に組織代表や技術代表の指揮のもとでアナウンス手順全般についての責任を負う。

第135条 公式計測員

公式計測員は競技会が行われる前にマーキングと設備の正確性を確認し、その旨を技術総務に証明する。これを確認するために競技場の設計図、図面および最新の計測報告書を見ることを全面的に保証されなければならない。

〔参照 第148条、第181条、第184条、第187条〕

〔国内〕1 本連盟では施設用器具委員会が「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定している。公式計測員は、その確認を技術総務に報告するとともに検定報告書を閲覧できるようにする。

2 使用する投てき用具の確認報告を技術総務に行う。

[参照 第123条]

第136条 風力計測員

風力計測員は担当する種目において、走る方向に対する風速を測定し、それを記録する。その結果に署名したのち記録・情報処理員に報告する。

[国内] 風力計測員は競技会進行中の気象状況についても計測する。

第137条 計測員(科学)

電気もしくはビデオ距離計測装置を使用する場合は計測主任(科学)1人および1人以上の計測員(科学)を任命しなければならない。

計測員(科学)は競技会開始前に関係技術者と打ち合わせ、その装置を熟知しておかなければならない。

各種目の競技開始に先立ち、計測員(科学)は製造会社および計測器精度検査機関から提示された技術的要件を考慮して、計測器の位置決めを監視する。

計測員(科学)は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前と終了後に、審判長の監督の下で複数の審判員により鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。確認作業に関わった全員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。

競技中は操作の総括責任を負い、終了後は、装置が正確に作動したことを確認し、審判長に報告する。

第138条 競技者係

競技者係主任は招集所においてチェックを済ませた競技者が、出場種目の予定されたスタート時刻に確実に競技場所において競技開始できるようにウォームアップ場と競技場内への移動を監督する。

競技者係はナンバーカードがスタートリストと合っているか、また正しくつけているかを確認する。またシューズ、スパイクの寸法と数、衣類やバッグの広告が競技会における広告および展示物に関

する規程ならびに本連盟規則に適合しているか、承認されていないものを場内に持ち込もうとしていないかどうかを確認しなければならない。

審判員は未解決の問題または発生している問題を招集所審判長あるいは競技者係主任にゆだねる。

〔参照 第143条、競技会における広告および
展示物に関する規程（4衣類の広告）〕

〔国際〕 国際競技会の場合、競技者の国・加盟団体が公式に承認したユニフォームを着用していることも確認する。

第139条 広告コミッショナー

任命された広告コミッショナーは広告に関する IAAF 規則を管理し適用すると共に、招集所における未解決の問題または発生している問題を招集所審判長あるいは競技者係主任と一緒に判定する。